

## 風しん抗体検査・予防接種クーポン券出力及び封入封緘等業務に係る質問及び回答

札幌市保健福祉局保健所感染症総合対策課

番号	質問	回答
1	<p>(仕様書2ページ目5(2)アについて)「作業ログが取れる装置」「フラップ検査を行う装置」とはどのような装置を指しますか。</p>	<p>「作業ログが取れる装置」とは、作業の履歴を残し、必要に応じて、後日確認できる装置を言います。必ずしも単独の装置としての設置を求めるものではなく、例えば作業に使用されたパソコンや印刷機等に履歴が記録として残され、かつ、それを確認できるのであれば問題ないと考えます。</p> <p>また、「フラップ検査を行う装置」とは、封入封緘した封筒の品質を確認できるものであり、例えば、フラップ接着の状態を確認することで、封緘ミスを検出できる封書検査装置等を指します。</p> <p>なお、当該業務の仕様においては、上記に加え、「厚みの検査を行う装置」も併せて、装置を用いた検品を求め、封入封緘の成果物に関し、誤封入、フラップ部の開封がないことを求めます。</p>
2	<p>(仕様書2ページ目5(2)アについて)ユニークなナンバーを付与とは一例を挙げるとどのようなものとなりますか。</p>	<p>ユニークなナンバーとは、作業ログに対応するナンバーを言います。例えば、必要に応じて、封入封緘を行った成果物について、作業内容を遡って確認できるようになっている番号である必要があります。</p> <p>上記の要件を満たすものであれば、通し番号、後に突合可能なランダムな附番などが、一例として挙げられます。</p>
3	<p>(仕様書2ページ目5(2)アについて)厚み検査は装置を用いて行い、フラップ検査は人の手を用いて検品作業とすることは可能でしょうか。</p>	<p>仕様書においては、装置による記録・検品を求めているところであり、フラップ検査について「人の手を用いて検品作業」では、仕様書の条件を満たさないと考えます。</p>
4	<p>(仕様書2ページ目5(2)アについて)作業ログについて、人の手を用いて検品作業の際にチェックリストにチェックするなどの方法でも可能でしょうか。</p>	<p>作業ログについて、人の手による検品作業時のチェックリスト記入による方法は、仕様書の条件を満たさないと考えます。</p> <p>なお、仕様は、装置による作業ログに加えて、チェックリストにより作業</p>

番号	質問	回答
		内容のチェックを人の手で行うことを妨げるものではありません。